

2022/10/28(金) 読売新聞

雇調金特例措置 来年1月に終了

厚生労働省は28日、新型コロナウイルス禍で支給上限額を引き上げていた「雇調金調整助成金」（雇調金）の特例措置を、来年1月末で終了すると発表した。今年12月と来年1月の上限額も現行より引き下げる。厚労相の諮問機関・労働政策審議会で了承された。

雇調金は、企業が従業員

に支払う休業手当の一部を補助する制度。従業員1人あたりの日額上限は8355円だが、コロナ禍の特例措置で、現在は売り上げが著しく減少している企業に対しては上限額を1万2000円に設定している。

発表によると、12月と来年1月は、これを9000円に引き下げるとともに、企業規模を問わず最大10割に支払う休業手当の一部を補助する制度。従業員1人あたりの日額上限は8355円だが、コロナ禍の特例措置で、現在は売り上げが著しく減少している企業に対しては上限額を1万2000円に設定している。

だった助成率も大企業で3分の2、中小企業で9割に縮小。2月以降は上限額を8355円、助成率は大企業5割、中小企業3分の2のコロナ禍前の水準に戻す。特例措置では、業績の落ち込み具合など支給要件も緩和されたが、こうした措置は3月末まで残す。4月以降の支給要件については今後、政府内で検討する。